

プライバシーを守る申し合わせ

宍粟市社会福祉協議会

小地域福祉活動・各自治会福祉連絡会

だれにも他人には知られたくない秘密（プライバシー）があることを理解しましょう。私達の活動は、要援護者（支援が必要な方）が困っているときに相談にのり、手助けをする活動です。したがって、たすけあいに必要のない個人情報を根ほり葉ほり聞き出すことは避け、必要最小限のことにとどめましょう。活動の中で信頼関係が出来れば、自然と相手の全体像がわかってきます。

- 1 活動上知り得た秘密は、不特定多数の他人に口外してはいけません。
（噂として広がれば、信頼関係は一度にくずれてしまいます）
- 2 活動上知り得た個人情報は、相手が困っている問題を解決することのみに活用し、他の目的には使わないようにしましょう。
- 3 個人の情報に関する資料の保管管理には万全を期し、みだりに他人の目（家族を含む）にふれないようにしましょう。
- 4 プライバシー保護の原則を守ることは当然ですが、明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態発生の時、あるいは、客観的にその恐れがあると判断された時は、生命や身体の安全を守ることが優先されます。

プライバシーに 触れることと侵すことは根本的にちがうことです。